

## 先駆的な観光地域づくり法人創出のための育成支援業務

### 1 業務の名称

先駆的な観光地域づくり法人創出のための育成支援業務

### 2 目的

観光地域づくり法人（DMO）は、地域内外の多様な関係者と協力関係を構築・維持しながら、「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役となることが求められている。

しかしながら、県内のDMOは、人材や財源、課題解決力等の不足により、現行の「観光地域づくりを実現するための戦略」の実行に着手できていない等の課題がある。

そこで、本事業では、県内DMO等に対してDMOの役割の重要性の認識を深めてもらい、戦略の策定・実行における課題の洗い出し、ハンズオン支援を行うとともに、戦略に基づくマーケティングやプロモーション等の実行支援を行うことにより、先駆的な観光地域づくり法人の創出をめざすことを目的とする。

### 3 契約期間

契約の日から令和6年3月28日（木）まで

### 4 委託業務の内容

#### (1) DMOの役割の重要性に関する認識共有のための研修会の実施

県内観光関連事業者が、DMOの役割の重要性を認識し、DMOの機能や活動内容への理解が深まるよう、「観光地経営」をテーマとした研修会を実施すること。

なお、研修会の実施に際しては、県内観光関連事業者間の相互理解や交流が深まるよう、それぞれの参加者の現状と方向性を検討させるなどのワークショップを組み込むこと。

また、観光地経営の改善に向けた主体的な取組を促進するため、開催にあたっては、観光地経営の判断ができる各事業者のDMO運営責任者等の参加を求めること。

#### ア 研修会の内容

- ・テーマ：観光地マネジメント（マーケティングとブランディングによって戦略的かつ継続的に観光地域を売り込んでいく仕組み）等におけるDMOの役割と重要性、その機能と活動内容
- ・対象者：県内観光関連事業者（登録DMO、候補DMO、DMO登録に意欲のある団体、地方自治体 等）
- ・想定参加者：各回30名程度

- ・想定される講師：観光地域づくり、地方創生等における学識者・専門家等
- ・想定されるメンター：観光地域づくりの先行地域のキーマン等
- ・開催回数：全3回程度
- ・開催方法：原則、実地集合形式（オンライン併用可）
- ・研修実施に係る一切の費用は受託者が負担すること。

#### 【提案ポイント】

- ・上記テーマに沿った研修企画案について提案すること。
- （回数、各回のテーマ、想定される講師陣・メンター、ワークショップの内容、周知・広報方法 等）

## （２）観光地マネジメントに関するハンズオン支援

県内DMO等が観光地マネジメントに基づいた戦略策定、戦略を実行するうえで直面するノウハウの不足、課題等について、アドバイザー派遣によるハンズオン支援を行うこと。

### ア 支援先団体の選定

3団体程度（登録DMO、候補DMO、DMO登録に意欲のある団体（以下、「登録DMO等」という）

- ・（１）の研修を受講した登録DMO等のうちから、公募により支援先団体を選定すること。
- ・公募に際しては、観光マネジメントに関する戦略検討シート（仮称）のような書面を提出させること。
- ・選定に関しては、上記書面を（１）の研修に関わった講師陣、メンター等が採点する等により、上位3団体程度を選定すること。

### イ 支援方法

- ・アドバイザー派遣によるコンサルティング支援。
- ・派遣回数については、1団体につき5回程度とする。

### ウ 支援内容

- ・人材育成、財源確保に関する支援：  
人材確保の方法、人材育成計画、支援先にあった財源確保のアイデア出し
- ・戦略策定準備支援：  
データマーケティング、地域特性の分析、ターゲットの分析、自己分析、多様な主体の巻き込み 等に関するノウハウ等のアドバイス
- ・戦略策定支援：  
自己分析に基づく具体的な戦略策定、戦略策定における留意点、戦略のブラッシュ

ュアップ 等に関するアドバイス

- ・実行計画の策定支援：  
戦略実行のための方策の洗い出し、地域内の役割分担、スケジューリング 等に関するアドバイス
- ・評価と改善：評価指標、評価方法、改善の方向性 等に関するアドバイス

#### 【提案ポイント】

- ・支援先団体の選定方法、選定に用いるシート、選定基準等について提案すること。
- ・DMOの先進事例や理論に基づいた、観光地マネジメントにおける体系的なアドバイス支援手法を提案すること。

### (3) 戦略に基づく実行支援

(2) で戦略を策定した団体が、戦略を実行する際に活用できる支援内容をメニュー化（ソフト事業に限る）し、団体が希望する支援メニューの施策を活用できるよう支援すること。

#### ア 支援先団体

(2) で支援を受けた団体

#### イ 支援内容

(2) で策定した戦略を実行するために必要な方策に応じた支援メニューの施策の実行を支援すること。

#### ウ 支援上限額

1 団体につき 5 0 0 万円（税込み）

#### エ 支援経費の負担

- ・支援先団体が希望する施策の組み合わせに係る経費については、受託者が負担し、実績額をもって精算するものとする。
- ・受託者は、支援先団体と協議のうえ必要な支援施策をとりまとめ、事前に事業計画書として委託者へ提出し、委託者の承認を受けること。
- ・事前に資金が必要な場合で合理的な理由が認められる場合、提出された事業計画書に添付された見積書の金額範囲で概算払いを受けることができるものとする。
- ・支援先団体は必ず令和 6 年 2 月末日までに支援施策の実施を完了させること（支払いまでを完了させること）。
- ・受託者は、各支援先団体に係る支援施策にかかる精算書を作成し、必要な支出証拠書類（領収書等）を添付して委託者へ提出すること。
- ・委託者が精算書を精査し、精算額が確定したら、受託者は委託者の指示に従い、残額を委託者に返還すること。

- ・領収書等については、宛名が受託者または支援先団体であり、金額の内訳が明記されたもので発行を受けること。

<支援メニュー（例）>

項目（例）	施策（例）
体制強化	人材確保、人材育成、人材マッチング支援
	収益事業構築
受入環境整備	専門家の派遣
	多言語情報発信
	滞在コンテンツ造成、磨き上げ
旅行商品販売促進	ブランディング
	旅行関係商談会出展
	モニターツアー、ファムツアー実施
情報発信・プロモーション	WEB、SNSによるプロモーション
	観光イベントへの出展
マーケティング支援	地域の既存データの整理、分析
	アンケートデータ収集支援

#### 【提案ポイント】

- ・DMOが戦略を実行するうえで想定される施策メニュー（ソフト事業に限る）について提案すること

## 5 納品する成果物

### (1) 納品物

ア 委託業務の実施結果を記載した「委託業務実績報告書」（原則としてA4版・両面印刷） 1部（提出時期：委託業務完了時）

「委託業務実績報告書」には以下の内容を含むこと。

- ・研修会で使用したテキスト、参加者名簿、アンケート結果をとりまとめたもの。
- ・各支援先団体に対して実施した4の(2)ハンズオン支援に係る個別カルテ
- ・各支援先団体が実施した支援メニューに基づく施策に係る実績のサマリー
- ・委託業務を通じて得られた成果と残された課題
- ・次年度以降に向けた取組の提案

イ 4の(3)に係る支援施策の精算書及び支出証拠書類  
(領収書等(支援経費の内容及び各事業者への支払が確認できるもの))

ウ その他実施内容の説明に必要と思われる資料

(2) 納入場所

みえ観光の産業化推進委員会事務局(三重県観光部観光振興課内)

(3) 納入期限

委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和6年3月28日(木)のいずれか早い日

## 6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 7 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 当委員会に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当委員会と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 8 委託業務の実施条件

(1) 委託業務の遂行に際しては、必ず委託者と協議のうえ業務を進めるものとする。

(2) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

(3) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、当委員会の承諾を得た場合はこの限りではありません。

(4) 成果物の著作権は当委員会に帰属するものとします。

(5) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、当委員会の検査後に支払うもの

とします。なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、業務委託料を概算払いにより支払うことができるものとします。

- (6) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに当委員会に報告し、当委員会の指示に従ってください。
- (7) 委託業務を通じて取得した個人情報については、当委員会の保有する個人情報としてみえ観光の産業化推進委員会個人情報保護規程で準用する個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- (8) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律第171条及び175条に罰則があるので留意してください。
- (9) 当委員会は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- (10) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応してください。
- (11) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、当委員会と協議し、その指示に従ってください。
- (12) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、当委員会と協議して実施するものとします。